

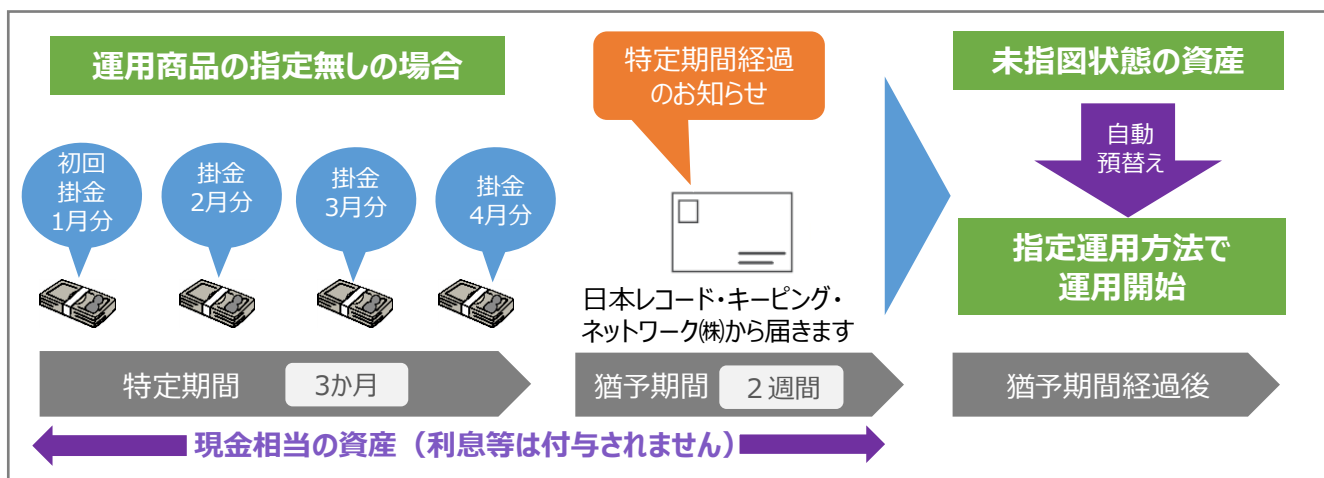
指定運用方法について

1. 指定運用方法とは

- 確定拠出年金では、自らの意思で運用の指図を行うこととされていますが、運用の指図が行われない場合は、ご自身による運用の指図があったものとみなしてあらかじめ決められた運用商品が購入されます。これを「指定運用方法」といいます。
- 運用商品を後日選択する方は、(2)「運用商品の選択」をご参考に運用割合の変更手続きをお願いいたします。
なお、「指定運用方法」が適用された後でも、運用割合変更や運用商品預替えを行っていただけます。ご自身のリスク許容度・運用環境・ライフプランの変更等に応じて適宜運用商品を見直していただくことが大切です。

(1) 指定運用方法購入までの流れ

- 最初の掛金拠出日の3営業日前までに、ご加入者が運用割合の選択手続きを行わない場合、拠出される掛金は「未指図資産」（現金相当の資産で利息は付与されません）としてお預かりします。
- 初回掛金の入金後3か月の特定期間を経過してもなお運用の指図が行われない場合は、2週間の猶予期間を経て「指定運用方法」が購入されます。



(2) 運用商品の選択（運用割合変更）



「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」を準備し、操作ガイド（ご加入手続き後にご案内します）を見ながらログインします。

ログイン後、NRKホームページにアクセスします。メインメニューから「運用割合変更」を選択し、運用商品とその割合を指定します。

<確定拠出年金の運用商品に関するお取扱い>

- ◎ 運用の方法の情報提供は、確定拠出年金運営管理機関として行います。
- ◎ 特定の運用の方法の推奨は、禁止されています。

指定運用方法について

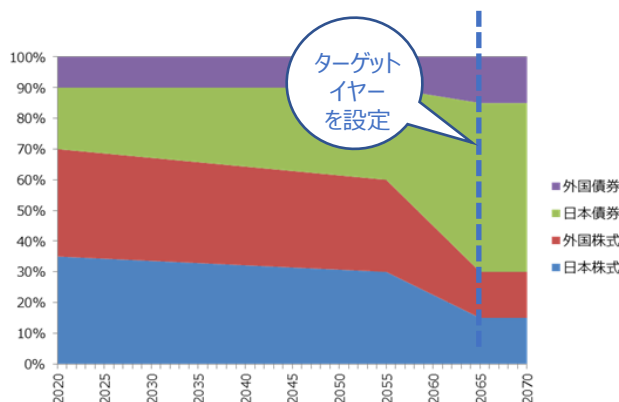
2. 指定運用方法の選定理由について

<選定理由>

- 当プランにおきましては、「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド（愛称：年金コンパス）2035/2045/2055/2065」（以下「年金コンパス」といいます）を、指定運用方法として選定します。
- 「年金コンパス」は、ターゲットイヤー型のバランスファンドであり、内外の株式・債券に分散投資します。このため、長期的な観点から、物価その他の経済事情の変動により生ずる損失に備え、収益の確保が期待できます。
- また、ご加入者が年齢に応じてリスク調整されたファンドを自動的に選択いただけること、リバランスも自動的に行える運用スタイル等が、運用をはじめて行う方にも分かりやすいことから選定しました。

<ターゲットイヤー型ファンドとは>

- 若年時は、資産残高を積み上げる時期であり運用できる期間も長いため、高めのリスクを許容できる傾向にあります。年齢を重ねるに従い資産残高が積みあがる一方で運用できる期間は短くなるため、一般的に許容できるリスクは小さくなると考えられます。
- このように、退職時をターゲットイヤーに設定し、ターゲットイヤーに向けてリスク資産を低減させるなどのリスク調整を行うバランスファンドをターゲットイヤー型のファンドといいます。



3. 指定運用方法の適用について

- 当プランは、「東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035/2045/2055/2065」の4本のファンドを指定運用方法として定めます。
- ご加入者が運用割合を指定されない場合は、ご加入者の生年月日に応じて以下のファンドが指定運用方法として適用されます。

適用される生年月日	指定運用方法（商品名）
1980年3月31日以前にお生まれの方	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2035
1980年4月1日から1990年3月31日にお生まれの方	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2045
1990年4月1日から2000年3月31日にお生まれの方	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2055
2000年4月1日以降にお生まれの方	東京海上ターゲット・イヤー・ファンド2065

4. ご留意事項

- 指定運用方法が適用された結果の運用成果は、ご加入者ご自身に帰属します。指定運用方法がご加入者の運用方針に合わない場合などは、適宜運用方法を見直されるようお願いいたします。